

○総務省令第二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第一項の規定に基づき、電気通信番号規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十五日

総務大臣臨時代理

国務大臣 田村 憲久

電気通信番号規則の一部を改正する省令

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「携帯電話」の下に「又はPHS」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「第八号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第九号」を「第八号」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「及び第四号」を削る。

第十条第一項第一号中「携帯電話」の下に「若しくはPHS」を加え、「同項第四号に規定する電気通信番号により識別されるPHSに係る端末系伝送路設備」を削り、「第十号」を「第九号」に改め、同項第二号中「第十一号」を「第十号」に改め、同条第二項中「同項第三号」を「又は同項第三号」に改め、「携帯電話」の下に「若しくはPHS」を加え、「又は同項第四号に規定する電気通信番号により識別されるPHSに係る端末系伝送路設備」を削る。

第十二条中「第十二号」を「第十一号」に改める。

第十三条中「第十三号」を「第十二号」に改める。

第十四条第二号中「第六号」を「第五号」に改める。

第十五条第三項第一号中「又は第四号」を削る。

第二十条中「携帯電話」の下に「又はPHS」を加える。

別表第一第六号中「~~5及び6~~」を削り、同表第七号を削り、同表第八号中「~~第9条第1項第5号~~」を「~~第9条第1項第4号~~」に改め、同号を同表第七号とし、同表第九号中「~~第9条第1項第6号~~」を「~~第9条第1項第5号~~」に改め、同号を同表第八号とし、同表中第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二の人の項を削り、同表九の項中「~~第9条第1項第5号~~」を「~~第9条第1項第4号~~」に改め、同項を同表八の項とし、同表十の項中「~~第9条第1項第6号~~」を「~~第9条第1項第5号~~」に改め、同項を同表九の項とし、同表中十一の項から十五の項までを一項ずつ繰り上げる。

様式第二の注1中「~~第9条第1項第4号~~」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、電気通信番号規則第二十条の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則第九条第一項第四号に規定する電気通信番号については、この省令による改正後の電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号として指定されたものとみなす。

2 この省令による改正後の電気通信番号規則第二十条の規定は、この省令の施行の際現に新規の契約の締結を停止し、又は停止する旨が明らかにされている電気通信役務について、利用者がその提供を受けるために電気通信事業者を変更する場合には、適用しない。

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第三条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

様式第二十八第二表の注1中「第6号」を「第5号」に改め、同表の注2中「電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号」を削る。

様式第二十九の表の六の項を削り、同表の七の項中「第9条第1項第5号」を「第9条第1項第4号」に改め、同項を同表の六の項とし、同表の八の項中「第9条第1項第6号」を「第9条第1項第5号」に改め、同項を同表の七の項とし、同表中九の項を八の項とし、十の項を九の項とし、十一の項を十の項とする。

(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正)

第四条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表第十一の六の項を削り、同表の七の項中「第9条第1項第5号」を「第9条第1項第4号」に改め、同項を同表の六の項とし、同表の八の項中「第9条第1項第6号」を「第9条第1項第5号」に改め、同項を同表の七の項とし、同表中九の項を八の項とし、十の項を九の項とし、十一の項を十の項とし、同表の注2中「11の項」を「10の項」に改める。